

(様式第1)

疑義照会(回答)

照会日 平成23年 2月23日
照会部署名 高知東年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 藤田 桂
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 岩本龍一

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-7	本部受付番号 No. 2011-138
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

休職中の被保険者資格について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険通知昭和26年3月9日保文発第619号

疑義照会(回答)受付番号 No.2010-377

(内容)

1. 疑義照会(回答)受付番号No.2010-377において回答が出ている例1と同様のケースで、(看護学校に通うため休職となり無報酬となるが事業所に籍を置いたままで卒業後は復職する)事業所の人材育成の一環として事業所側の指示により看護学校に通学させる場合であって、「事業所が学費を奨学金で貸付し、復職後返済していただくか、もしくは看護学校への在学期間分勤務した場合は奨学金の返済を免除する」旨の規定が設けられており、通学期間について出席証明等で出席の確認を行なう場合も資格喪失させる取扱いが妥当か。【事業所としては資格を存続させて人材を育成したい意向があり、保険料負担についても事業所及び被保険者ともに了承している】

2. 当該疑義照会（回答）において参考とされている健康保険通知昭和26年3月9日保文発第619号（以下通知という）では、「個々の具体的な事情を勘案検討の上」の前置きがあったうえで、「1」においては積極的に資格を喪失させる考え方と、「2」において資格を存続させる考え方が併記されている。「2」の考え方で資格を存続させる場合として「病気休職等の場合は、賃金の支払停止は一時的なものであり使用関係は存続するものとみられる・・・」とあるが、病気休職等の等とは具体的な事例として何をさすのか。又、賃金の支払停止を一時的なものと判断するにあたり、個々の事案に応じて当該期間を判断することは可能か。

＜対応案＞

事業所及び被保険者とも資格の存続を望んでおり、保険料負担についても了承していることや事業所の人材育成の一環で事業所側の指示により看護学校へ通学し、卒業後は当該事業所へ復職することを考慮すれば、通学している期間無報酬であったとしても、通知の前段にある「個々の具体的な事情を勘案検討のうえ」賃金の支払停止を一時的なものと判断したうえで使用関係が存続しているとみて資格を存続させることは可能と考える。

（ブロック本部回答）

疑義照会【No.2010-377】においては、『昭和26年3月9日保文発第619号通知からすると雇用関係は存続するが、給与や休職手当等の支給が全くないのであれば、喪失させる取扱いが妥当であろう。』とあり、あくまでも事実上の使用関係で判断するとなっています。

しかしながら、今回の事例については、『事業所の人材育成の一環として事業所側の指示により看護学校に通学させる場合であって、・・・通学期間について出席証明等で出席の確認を行なう。』とあることから、一律的に資格を喪失させることに疑問が残ります。

また、昭和26年3月9日保文発第619号通知の「2」においては、具体的な事例が示されておりません。

以上のことから、当ブロックにおいては判断が困難であり、本部へ照会することとします。

回答日 平成23年 2月25日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]
所属部署の長の確認	市原

(本部回答)

健康保険法第3条において「被保険者」とは適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者とされており、事実上の使用関係が認められたときに「使用される者」に該当する。

ご照会の事例においては、事業所を休職したうえで看護学校に通いその間は無報酬となる者との間に事実上の使用関係が認められるか否かが問題となるが、看護学校へ通う間については通常の労務の提供は行われず、かつ相当期間休職が続くことが予想され、またその間の給与の支給が行なわれないことから賃金の支払停止は一時的なものとは判断できず、事実上の使用関係があると認めるることは困難である。

従って、ご照会の事例に関しては資格喪失させる取扱いとなる。

回答日	平成23年3月25日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 柿崎 光政
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認	坂東
(軽微なものについてはグループ長)	

(回答提供先)	○					
	機構 LAN 掲載	相談 センター	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	HP 掲 載